

埼玉県農林水産業振興基本計画懇話会 設置要綱

(目的)

第1条 埼玉県農林水産業振興条例第7条に定める埼玉県農林水産業振興基本計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、幅広い意見を聴取するため、埼玉県農林水産業振興基本計画懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。

- (1)計画の策定に関すること
- (2)その他、計画に関して必要と認められること

(組織)

第3条 懇話会は、委員16人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次のうちから農林部長が選任する。

- (1)学識経験者
 - (2)農林水産業者
 - (3)農林水産業関係団体の職員
 - (4)市町村長
 - (5)公募選考者
- 2 委員の任期は、1年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(座長及び副座長)

第5条 懇話会に座長及び副座長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 座長は、会務を整理し、懇話会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 座長は、懇話会を招集し、その議長となる。

- 2 懇話会は、必要に応じて随時開催する。

(会議の公開)

第7条 懇話会は、原則公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる時は、会議の議により、非公開とすることができる。

(事務局)

第8条 懇話会の事務局は、農林部農業政策課に置く。

2 懇話会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月11日から施行する。